

発達障害者支援センター全国連絡協議会会則

1. 名 称

本会は「発達障害者支援センター全国連絡協議会」と称する。

2. 目 的

本会は発達障害のある人たちの地域生活を支援するにあたり、センターの役割を自覚し、お互いの連携のもとに、以下の事を行う。

- 1) 相互の情報交換及び内外の情報収集
- 2) 会員センターの人材育成、相互研鑽
- 3) 国への施策提言
- 4) その他

3. 会 員

本会には次の会員を置く。

- 1) 都道府県及び政令指定都市から発達障害者支援法による指定を受けた発達障害者支援センター

4. 役員と任務

本会には次の役員を置き会員から選出する。

- 1) 会長 1名
会長は会務を統括し、本会を代表する。
- 2) 副会長 数名
副会長は会長を補佐し、会長の職務を代行することが出来る。
- 3) ブロック代表幹事 各ブロックから 1名
ブロック代表幹事は、ブロックを代表する立場から会務を執行する。
- 4) 監事 若干名
監事は本会の会計を監査しその適正な執行を監査する。

5. 役員の選任および任期

- 1) 会長・副会長・監事は役員会で選任し、総会で承認する。
- 2) ブロック代表幹事はブロック内の会員により互選し、総会で承認を得る。
- 3) 選任にあたっては原則、センター長とする。但しセンター長に準ずる立場の職員をブロック内の承認を経た後に、ブロック代表幹事に充てることは妨げない。
- 4) 役員の任期は二年とする。但し再任を妨げない。

6. 総会

- 1) 本会の総会は少なくとも年一回開催することとし、会長がこれを招集する。
- 2) 総会は会員の新規加入、役員の選任又は解任、事業計画、会計予算及び決算等、会の運営に関する事項について議決する。
- 3) 総会は会員の四分の三以上の出席をもって成立する。
- 4) 総会の議事は出席者から選出された議長が執り行う。
- 5) 議決権は会員毎に一票とし、やむを得ず欠席する場合の議決権は、書面をもって委任

することができるものとする。

6) 総会の議事は出席会員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

7) 会の総意を臨時に決定する必要があるときは臨時総会を開くことが出来る。

8) 必要に応じ書面総会に付することが出来る。

7. 役員会

役員会は会の執行機関として会の執行に必要な議事を審議する。役員会は必要に応じ会長が招集する。

8. 組織

1) 本会に以下の委員会を置く。活動内容は委員会毎に協議し役員会の承認を得て総会に附するものとする。

① 研修

② 調査、研究

③ 広報

2) 本会にブロックを置く。各ブロックの運営は各ブロック内の規程により行う。

9. 会費

会員	年間	20,000	円
----	----	--------	---

10. 会計

本会の会計は会費、寄付金等によって執行する。必要に応じ各種助成金を受けることが出来る。会計年度は毎年4月1日～翌年3月31日までとする。

11. 事務局

本会の事務局は会長が指名するセンターに置く。

12. その他

必要に応じ本会に名誉会長、顧問を置くことができる。

附則

本会則は平成15年1月10日から執行する。

本会則は平成17年6月3日から改正施行する。

本会則は平成18年6月2日から改正施行する。

本会則は平成20年6月6日から改正施行する。

本会則は平成23年4月1日から改正施行する。

本会則は平成25年6月14日から改正施行する。

本会則は平成29年6月2日から改正施行する。

本会則は令和元年6月14日から改正施行する。

施行細則

1. 会員の新規加入について

- (1) 新たに都道府県及び政令指定都市から発達障害者支援法による発達障害者支援センターとして指定を受け、本会への入会を希望するセンターは、事務局へ加入申し込みを行う。
- (2) 会員の新規加入については役員会で承認し、総会へ報告する。
- (3) 前項に定めるもののほか、会員の新規加入に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

2. 協議を要する事項

以下のような事態が生じた場合、役員会において情報収集し、その対応について協議する。

- (1) 会員に対し弔意を示す必要性を生じた場合。
- (2) 会員に本会の名誉を著しく損なう事態が生じた場合。